

教育研究評議会議事録（第97回）

日 時：平成24年5月28日（月）9時24分～10時43分

場 所：事務局第一会議室

出席者：藤井，岩淵，高畑，小川，馬場，菅原，西崎，井上，長澤（由），長澤（孝），高橋，吉村，内山，遠藤，新妻，船崎，岡田，古賀，山本

欠席者：西谷，上村，丸山，堺

配付資料

1. 国立大学法人岩手大学職員給与規則の一部を改正する規則（案）
2. 国立大学法人岩手大学再雇用職員就業規則の一部を改正する規則（案）
3. 国立大学法人岩手大学特命教員就業規則の一部を改正する規則（案）
4. 国立大学法人岩手大学役員報酬規則の一部を改正する規則（案）
5. 「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」の対応について

議 題

1. 国立大学法人岩手大学就業規則の一部改正(案)について

- ①国立大学法人岩手大学職員給与規則の一部を改正する規則（案）
- ②国立大学法人岩手大学再雇用職員就業規則の一部を改正する規則（案）
- ③国立大学法人岩手大学特命教員就業規則の一部を改正する規則（案）

学長から，人事院の勧告に係る国家公務員の給与の改定に対応した，国立大学法人岩手大学就業規則の一部改正(案)について，審議する旨が述べられた。

次いで，総務企画部長から，配付資料1-1から1-3に基づき，国立大学法人岩手大学職員給与規則の一部を改正する規則（案），国立大学法人岩手大学再雇用職員就業規則の一部を改正する規則（案）及び国立大学法人岩手大学特命教員就業規則の一部を改正する規則（案）について説明があった。

審議において，委員から，就業規則改正に係る本会議の位置づけについて質問が出され，学長から，従来から本会議の議を経て経営協議会に諮り，役員会で決定しているところであり，本日の意見を踏まえ経営協議会及び役員会に諮ることをお認め願いたい旨の説明があった。また，事務局長から，全学委員会の見直し検討の中で，本会議の位置づけについて，今後検討を進めていきたい旨の補足説明があった。

審議の結果，本日の意見を踏まえ経営協議会及び役員会に諮ることを了承した。

なお、学長から、本件施行年月日は平成24年6月1日を予定しているが、管理職手当に係る職名変更及び若手若年層に対する号俸回復措置については、平成24年4月1日から適用とする旨の付言があった。

2. 国立大学法人岩手大学役員報酬規則の一部を改正する規則（案）

学長から、国立大学法人岩手大学役員報酬規則の一部を改正する規則（案）について、審議する旨が述べられた。

次いで、総務企画部長から、配付資料2に基づき役員報酬月額を改定する規則案について説明があり、審議の結果、本改定案を了承した。

なお、学長から、施行年月日は平成24年4月1日とする旨、付言があった。

3. 「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」の対応について

学長から、「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」の対応について、審議する旨が述べられた。

次いで、事務局長から、配付資料3-1から3-5に基づき、国家公務員給与の臨時特例措置に伴う本学役職員給与の特例措置（案）、国立大学法人運営費交付金予算額の推移及び政府等からの要請内容並びに各国立大学法人における対応状況等について、詳細な説明があった。

審議において、委員から、①給与減額相当額は復興財源として活用されることは十分理解ができるが、被災地にある大学として大学自身の財政状況等が厳しい中でも、復興支援並びに被災学生支援を進めていることについて、学長メッセージとして何らかの意見表明があっても良いのではないかと、②臨時特例への対応はやむを得ないとしても、給与減額措置が本学教職員のみならず被災地岩手県の民間給与にも影響を与え、更には地域経済全体に与える影響も視野に入れる必要がある等の意見が出された。

審議の結果、臨時特例へ対応することの方向性について、了承された。

4. その他

なし

報告

1. その他

なし